

宇久島風力発電事業環境影響評価準備書への意見書

(1) 総括的事項

1. 準備書について

意見及び事業者の見解の記載箇所、平戸南風力発電の準備書に宇久島風力の方法書の名称を上げています。これは宇久島風力と平戸南風力を同時に進めているため、同じような項目については「コピー＆ペースト」が多用されていると思われ、本準備書にかかる調査結果や予測、評価等の記述についても「コピー＆ペースト」の可能性が高く信頼できないため準備書を細部まで見直して再度縦覧をすべきである。

2. 方法書の意見や指摘が準備書に反映されていない。

方法書について環境審査顧問会風力部会の指摘、長崎県及び住民の意見が準備書に反映されていないものが多い。環境審査顧問に指摘された項目が準備書に掲載されていないのは大きな問題である。

なお、説明会での意見や事業者の見解も全て掲載すべきである。

3. 依頼文書への未回答

グリーンパワー株式会社 代表取締役 秋吉清一郎氏に対し、景観の変化を示したフォトモンタージュのコピーを各区長に渡して欲しい旨文書でお願いしたが、正式な回答を貰えなかった。会社のいい加減さが伺える。

(2) 植物

重要な種の調査結果で当会が把握しているにも関わらず、調査結果に反映されていない種。

ホタルカズラ (県 VU・市 EN): 堂ヶ鼻。

ヒメツルアズキ (国 EN・県 NT・市 VU): 長崎鼻・野方草原。

ムジナノカミソリ近似種 (市 EN): 大久保草原

ナンテンハギ・オニツルボ 佐世保市内で宇久島にのみ生育。

再度、対象区域の調査をして評価を行うべきである。

(3) 鳥類

1. バードストライクの予測

風車と鳥類に関して最も重要なことはバードストライクを避けることである。

バードストライクは鳥類に大きな影響を与える。大型の鳥は死骸が残る場合もあるが、小鳥類はブレードに触れると形も無くなってしまおう。付近の樹林内に落下したものは確認が難しい。また、死骸は直ぐにカラスやタヌキなどに捕食されることから被害の全容をつかむことは極めて難しい。

実際には多くのバードストライクが起きていることは容易に推測できるが、事業者は稼働後に事後調査の義務がない限り自主的に実施することはないので、どれだけの被害が起きているのか分からない。

このようなことから、バードストライクの影響予測は極めて慎重に行うべきである。

「例:第 8.1.4-64 表」で言えば対象実施区域内通過個体数の欄に書かれた割合を重視すべきである。ここでは猛禽類 105 個体に対しての対象実施区域内通過個体数の割合は (44.8%) である。

こちらを重視する理由として、飛翔高度は (L - M - H) は天候 (日中・夜間・風力・風向・視程) に左右される可能性が大きく不確実性が高いので参考値として見るべきである。

ここで、猛禽類の高度区分の M (21.0%) を基にバードストライクの危険を予測すると結果を低く表してしまう。

保全措置は、1)回避、2)低減(最小化)、3)代償措置の順に検討することを基本的な流れとするために、対象実施区域内通過個体数を基に予測評価すべきである。

第 8.1.4-62 表 高度区分の渡りの状況(21 年秋)では対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は 59.7%である。また、「第 8.1.4-64 表」高度区分の渡りの状況(25 年春)では対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は 54.4%と半数以上が対象実施区域内を通過している。

なお、調査結果に気象条件が書かれていないので、ここで示された飛翔高度のデータを真のデータとして捉え評価することは危険である。

それから、21 年度と 25 年度でまとめ方が異なっていてデータの分析がしにくい。準備書は分かり易くまとめる必要がある。

私は、長年ツル類やタカ類の渡りを調査してきたが、ツル類は曇りや雨天などの時には、低い高度をとることが分かっている。気象条件によって高度は変化するのが普通である。

2. 8.1.4-261 について

寺島のミサゴの繁殖地について、改変区域から離れているから、影響は小さいものと予測される。とあるが、直線距離で 800m 程度しか離れていない。また、三浦も同様に最も近い風車から 800m 程度しか離れておらず影響がないとした根拠を示すべきである。ミサゴについてもハヤブサ同様の調査と評価が必要である。

* 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性はない。

3. 猛禽類のモーション・スミアについて

猛禽類は風車を認識しながら飛翔しているが、一定距離まで近付くとモーション・スミアにより回転するブレードが見えなくなり、接近して衝突するものと考えられている。

モーション・スミアを軽減するために、ブレードに模様をつける等して実験研究が行われている。研究の結果、小型で回転速度の速いタービンで 20m 程度、大型でゆっくりと回転するもので 50m 程度まで接近すると見えなくなってしまうと結論付けられている。

これを避ける為にも影響評価には対象実施区域内を通過している個体数を用い、風車の数・位置・間隔を決めるべきである。

4. 衝突確率について

視程悪化時の確率も出すべきである。

保全措置は、1)回避、2)低減(最小化)、3)代償措置の順に検討することを基本的な流れとする。保全は回避を最も優先とするために、高度 M を用いる衝突確率の計算は不確実性が非常に高く、「軽微」とは言えない。

ここでは、1 年目の確率しか示されていないが、耐用年数 20 年間の年度ごとの確率も示すべきである。

5. 渡り鳥の定点観察結果について

重要種の確認位置が種保護の観点から記載されていない。移動の出来ない植物や昆虫などで公開されることにより採取、捕獲等による種への危険のおそれがあるものなどは当然である。しかし、ハヤブサ・アカハラ

ダカ・ハチクマ・ミサゴや他の渡り鳥については繁殖箇所・営巣木でもなく、渡りのコースや確認地点を示さないのは論外である。コースを開示したところで、種に対する危険が高まることは全く考えられない。準備書を閲覧し意見を述べる者から見れば非常に重要な飛翔に関する情報が開示されないと、これらの種に対する影響や予測、評価が適正なものであるかどうか全く判断できず、本準備書では意見が言えなくなる。これは、環境影響評価の手続き上極めて重要な住民意見の聴取をないがしろにするもので、閲覧者にとっては大きな問題であり、調査結果を故意に隠蔽していると思えない。意見を述べる機会を奪われたことによって、逆に種の保全が出来なくなる可能性がある。

(例)8.1.4-28 にハチクマの飛翔コースは第 8.1.4-6 図と書かれているが、準備書で見ることができない。

6. 渡り鳥の状況について

宇久島は渡り鳥が多い島であり、鳥類の渡りの安全を確保することが、非常に重要である。

また、ミサゴやハヤブサが定期的に繁殖する重要な地域でもある。このような、県内の地域特性を十分に理解すべきである。

高度区分別の渡り鳥確認状況から、対象実施区域内通過個体数を見ると以下の様になっている。

< 21 年度 >

猛禽類：対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は「春 58.9%」「秋 62.2%」

その他：対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は「春 -」「秋 57.0%」

< 25 年度 >

猛禽類：対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は「春 44.8%」「秋 71.1 %」

その他：対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は「春 55.0%」「秋 49.6%」

とされている。

「8.1.4-228 移動経路の遮断・障害において、猛禽類・その他の鳥類について、風力発電機間は迂回可能な空間が確保されているために、障壁としての効果は薄いと考えられることから、移動経路への影響は小さいものと予測されている。」

しかし、上記対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合を見ると、移動経路への影響が少ないとは言いがたい。

東側には 21 機、西側には 28 機がある。平面図では分かりにくいので島内の風車の配列を横から見た風車の配置図を示し、さらにブレードを含めた風車間距離が分かるように示し、評価すべきである。

平成 25 年度秋の調査ではハチクマ・アカハラダカが多く、この 2 種で 1238 個体が対象実施区域内を通過したとされ、春は海岸沿いの断崖地で多種、多個体が観察され崖地部が着陸及び出発地点となっている。と書かれている。

風車の配置を見ると、海岸から急に高くなった位置は平原一帯、寺島、長崎鼻であり、ここでは渡り鳥にとって風車は障壁となりバードストライクの危険は他より高いことが予測され、ここへの風車の建設は避けるべきである。

宇久は五島列島の最北端にあり、渡り鳥にとっては中継基地としての重要な場所である。風車を避ける為に海上を通過せざるを得ない場合は中継基地としての役割が果たせなくなり、その影響は非常に大きい。

兎に角、宇久島の風車群は、明らかに渡り鳥にとっては非常に危険な存在であることが調査結果から読み取れる。

このような結果が出ているにもかかわらず、方法書で示された風車の位置と数は全く同じある。環境審査顧問会風力部会(平成25年4月18日)での顧問の指摘に対する貴社の回答でその理由が分かる。「場所の選定に当たっては、国立公園の範囲ですとか住居からのある程度の距離、そういったところを全て図面に落としした上で、残ったエリアで建てられそうなところを選定したという手順を踏んでおりまして、400メートルがよいかどうかというのはこれからの評価で判断していきたいと考えております。」要するに、50基を建てるためには環境や住民に対する配慮など考える余裕はないということであり、とんでもない計画である。

* 国と長崎県による基準又は目標との整合性はない。

(3) 生態系について

インターネットのPDFで公開されている「生態系」の複数ページが表示されない。8.1.6-34,35,37,39,40,42,43,44,45,47,48,49,50,51が表示されない。完成されていない準備書を公開している。

全体的に見直して、改めて縦覧をすべきである。

(4) コウモリ類

ナショナルジオグラフィックニュースには「風力発電の犠牲になるコウモリたち」また、日本経済新聞社では「数億羽の鳥とコウモリの死を招く米風力発電拡大策」といった見出しで、コウモリに対する影響が書かれている。

また、「バードライフ・インターナショナル東京」ではコウモリについては、急激な空気圧の低下が組織に致命的損傷を与えて、発電機の近くを飛んだコウモリを殺してしまう気圧障害という懸念があると言っています。そして、鳥にとってもコウモリにとっても貴重な生息環境が風力発電所の開発で失われており、発電所はその設置場所の面積以上に近隣の生息環境に影響を与えおり、特に渡りのコース上に多数の風力発電機が設置され、影響が累積されると風力発電は渡り鳥やコウモリに対する重大な脅威となると書かれている。このような事実があり、コウモリ類が確認出来たのであれば、ここで書かれているように影響を与えないような評価は出来ない。

狭い、宇久島の中に50機の風力発電機は鳥やコウモリにとっては大きな脅威となることは間違いない。もっと、詳細に検討すべきである。

(5) 景観

1. 風車は宇久の風景になじまない

宇久島の素晴らしい景観を楽しむ事が出来る場所は多いが、以下の場所は特に多くの人々が訪れ、自然を堪能出来る場所である。

「スゲ浜海水浴場・大浜海水浴場・汐出海水浴場・平原ゴルフ場(火焚崎)・長崎鼻・対馬瀬・乙女鼻」準備書では観光客を含め不特定多数の利用がある。とされ、大浜海水浴場は西海国立公園の水泳場である。とされている。

評価の一例(スゲ浜海水浴場)を見ると、「主要展望は海側で有り、風力発電は視認されないとある」。海水浴場に来た人が海だけを見ればそうであろうが、そんなことはあり得ない。人は可能であれば360度の風景を見て楽しむ。風景とはそのようなものである。

ここに書かれている評価は全て詭弁である。フォトモンタージュを見ればどれほど景観を壊しているのかよ

く分かる。

なお、フォトモンタージュは景観の変化を見せるには非常に良い手段であるが、人の視野に近い50mmレンズ(対角線46°・水平40°)を使って撮影すべきである。ワイドレンズを使うと実際よりも景観に与える影響を小さく見せる。

本当に景観に配慮をするならば、少なくとも上記の場所は避けるべきである。また、色彩を変えただけで景観に配慮したとは言えない。

自然地域で、しかも宇久の良好な景観の目玉の場所に巨大な風車群を建設すること事態、宇久の将来を考えるならば出来ない事である。

さらに、国立公園の趣旨を考えると国立公園内ではないから良いと言うものではない。良識のある会社であれば国立公園の風景を壊さないように計画すべきである。

また、風景は主観的なもので、視野角1度では計ることは出来ない。多くの人が不愉快や風車があることに、よって景観が悪くなり観光への影響に懸念に感じれば、それは風景の阻害物である。

現在はもちろん、宇久の自然は今後どのようなことで、脚光を浴びることになるのか未知数である、そのような時代が来たときに、風車は巨大な邪魔物でしかない。

*長崎県による基準又は目標との整合性はない。

2. 経済産業省の宇久島風力発電事業 環境影響評価方法書への勧告(平成25年9月25日)

勧告内容は以下の通り。

「調査、予測及び評価手法について

景観に係る環境影響評価については、小値賀町にある旧野首教会堂が、世界遺産暫定リストの「長崎の教会群とキリスト教関連資産」の構成資産であることから、当該資産及び周辺環境の保存管理の観点から、調査、予測及び評価の手法について検討すること。

準備書にはことについて全く触れてない。勧告を解決しようとした努力が全く見られない。

*長崎県による基準又は目標との整合性はない。

3. 世界遺産と風力発電

住民の意見として62に「宇久島の隣の小値賀島の旧の首教会が世界遺産暫定リスト入りしている - 後略 - 」この意見は、私の意見であるが、ここには「フランスの小島モンサンミシェルが、風力発電所の建設計画により、ユネスコの世界遺産認定を取り消される危機にさらされているのは、島から17km離れた場所に3機の風力発電の建設である。」ことを書いている。

そして、「 - 前略 - モンサンミシェルと同様なことがないのか、世界遺産登録を進めている関係者から十分な意見を聞き問題がある場合はどのような対策をとるのか明らかにすべきである。」とあるはず。

これに対し、事業者の見解は方法書のp105及びp108に記載と書かれているが、的外れな見解である。同様の県知事の意見に対し、事業者の見解では「ご指摘の通り、小値賀町ほか関係機関と協議のうえ景観の配慮に努めます。」とある。

このことについて、準備書には全く触れられていない。

(6) 第4.1.1-1表 方法書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解

長崎県知事の意見として「方法書縦覧により提出された住民等の意見についてはその内容を精査し - 中略 - 適正に反映すること」に対し、「住民からの意見は環境影響評価に反映させるように努めます。」とあるが、それがなされていない。

1. 意見に対して事業者の見解が無いもの。

意見書の(1)で述べたが、方法書での私の意見は以下の様なものである。

「方法書の印刷について

250 ページにも及ぶ方法書を、PDFを見て意見を述べるのは難しい。印刷されたものを見ながらじっくり考えることが必要である。ところが、ホームページに掲載されている方法書は印刷出来ないようにされている。

問い合わせ先の(株)グリーンパワーに聞いたところ、国土地理院の地図が掲載されているためにコピーは出来ないようにしているとの説明であった。

ところが、国土地理院の地図は利益を目的にしなければコピーは問題ないと分かった。

一方、(株)日本風力開発の方法書説明会では、改ざん防止のため(以前改ざんされた)との説明であった。どのような改ざんがあったのかの説明はなかった。このような二つの説明があり、一つは全く根拠の無いものであった。このような姿勢では事業者が信頼できない。

他社では印刷可能な方法書がある。広く、意見を聞かねばならない方法書であるにもかかわらず、意見を出来るだけ少なくしようとの意図が強く見られる。

準備書は印刷及びコピーが出来るようにすべきである。

なぜ、これに対する事業者の見解が書かれていないのか。

2. <事業計画> 注(7)とは表の番号7を示す(以下同じ)

(7)風車の配置と数についての意見に対し、「最も可能性が高い位置」とされているが、準備書でも全く同じ位置である。どうして方法書の時と同じ位置なのか。これについてのなんら触れられていない。

(11)に対する事業者の見解。

「多大とは、回避、低減措置をとっても生態系に大きな影響を及ぼすことを想定しています」とあるが、準備書の何処を見ても方法書と同じ風車の数、位置で有り、「回避、低減措置」がとられているとは思えない。

(20)寺島の保安林について、詳細計画の際に配慮します。とありますが、準備書では風車の配置は方法書と全く変わらぬ。

3. <動物・植物・生態系>

(33)調査の結果は準備書に記載し縦覧しますとありますが、公表をしても全く問題の無い重要種までも種の保護と称し表示されていない。

(53)コウモリの死因について、最新の知見の収集がなされていない。

4. <景観>

(63)関係者からの意見の収集結果が記載されていない。

(67)風車の配置については環境上の様々な観点から検討を行い決定します。とあるが、説明会では「とりあえず50基配置」としたとの説明であった。とりあえずの配置から準備書での配置は全く変わっていない。これで、環境上の様々な観点から検討をしたとは言いがたい。

5. <人と自然と触れ合いの活動の場>

(70) これについても(67)と同じで環境上の様々な観点から検討をしたとは言いがたい。

(7) 第4.2-1表 長崎県知事の意見に対する事業者の見解

1. <動物・植物・生態系>

(3) 地元愛鳥団体及び専門家等の意見を聞くこと。

地元愛鳥団体の意見が掲載されていない。

2. <景観>

(1) 長崎県知事の意見では、「宇久島には、人と自然の相互作用によって生み出された文化的景観があると言えるが、風車の配置等については住民の理解を得られるよう、十分に検討を行うこと」とある。

これに対し、貴社は「風力発電の配置については、建設後の見え方をフォトモンタージュで予測評価し、説明会等により住民の理解が得られるように努めます」とある。

住民は、景観の変化に対する不安があるので、その不安に対しては、真摯に対応すべきであり、個々の事情により縦覧を閲覧に行けない方や説明会に出席出来ない方の為に、フォトモンタージュをせめて各区長宛てに配布するなどの配慮をすべきである。

(2) 佐世保市とどのような協議が進められたのか、概要を記載すべきである。

3. <その他>

(3) 必要に応じて対応します。と有りますが、対応した例があれば概要を記載すべきである。

4. 環境審査顧問会風力部会(平成25年4月18日・平成25年9月17日)において、顧問より指摘された事項に真摯に対応していない。これは、長崎県による基準又は目標との整合性はない。

<景観に関して>

顧問 議事録の一部「島におびただしい数の風車が立地することになるわけですがけれども・・・以降略」

顧問 そうですか。景観上の快適性阻害の問題ですとか、安全・安心上のリスク回避の問題などもあるかと思うんですね。-中略 島全体の総合的な修景計画、中略- 宜しくお願いします。

*風車の位置や数は方法書と全く同じであり、顧問の指摘を元にした評価がなされていない。

<生物に関して>

顧問 ほか、よろしいでしょうか。

アカネズミとかハヤブサをそれぞれ注目種にして、一応調査フロー図はできていますけれども、

中略 ハンティングの場所、繁殖場所というようなこともかみ合わせて評価していただければと思います。よろしいでしょうか。

*風車の位置や数は方法書と全く同じであり、顧問の指摘を元にした評価がなされていない。

<保安林に関して>

顧問 住民意見の中に保安林解除についての意見が出ています。 - 中略 -

保安林解除してまで風車を建設するのが適切か事業者サイドとして検討していただきたいと思います。

小島崎・魚つき保安林・約3ha、小島崎・防風保安林・約3ha、小島崎・防風保安林・約3ha、
小島崎・潮害防備保安林・約3ha、本飯良・防風保安林・約5ha、長崎鼻、潮害防備保安林、約12ha、
寺島1・防風保安林・約2ha、寺島2・防風保安林・約40ha、がある。

*保安林は長崎県が長い歳月と税金で作りに上げたものである。上記のような指摘がありながら、寺島や長崎鼻の位置や数は方法書と全く同じであり、顧問の指摘を元にした評価がなされていない。

<住宅等と風力発電機の距離等>

事業者 特に計画として指定されたものはございません。 - 中略 - 島の活性化を図りたいという住民のお声もありますので、風力発電事業を通して島の活性化に寄与できればと考えてございます。 - 後略 -

*7割以上の住民が風車の建設に反対しているのに、ほんの一握りの推進者の為に事業を進めるのは間違っている。

顧問 基本計画の中で400m離しますのは大原則とうたっていますけれども、非常に厳しいと思いますので慎重に検討されることが大事かと思えます。

*風車の位置や数は方法書と全く同じであり、顧問の指摘を元にした評価がなされていない。

(8) 総合的な意見

留鳥や渡り鳥にとって、建設される風車群は大きな影響を与える。また、景観をも大きく壊すことが明らかで、宇久島(西海国立公園)の景観を壊し、さらに長崎の教会群とキリスト教関連遺産として登録を控えている地域にとっては極めて大きい負の要因となる。

準備書では、風車の位置が方法書と全く変わらないにもかかわらず、回避・低減措置をとったとされているのは詭弁である。

説明会では盛んに地域のことを考えながら事業を進めると明言していた。しかし、実際には経済産業省の勧告や審議会での顧問の指摘を無視するなど、社会に対して責任を持つ会社とはとうてい思えない。このような会社による事業は地域にとってはプラスの要因が全くない。

このようなことを、総合的に考えると、この場所に風車を建設すべきでない。

以 上